

証券コード 7064
2022年4月11日

株 主 各 位

東京都港区赤坂一丁目12番32号
アーク森ビル32階
株式会社ハウテレビジョン
代表取締役社長 音成 洋介

第12回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第12回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本年は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、株主総会へのご来場を見合わせ、書面又はインターネットにより事前に議決権を行使いただくことをご検討くださいますようお願い申しあげます。

書面又はインターネットにより議決権を行使いただく場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年4月26日（火曜日）午後7時までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年4月27日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区赤坂一丁目12番32号
アーク森ビル32階 本社会議室（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目 的 事 項
報 告 事 項 第12期（2021年2月1日から2022年1月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決 議 事 項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役4名選任の件
第3号議案 監査役3名選任の件
第4号議案 資本金の額の減少の件
4. 議決権行使についてのご案内
(1) 書面による議決権行使の場合
同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2022年4月26日（火曜日）午後7時までに到着するようご返送ください。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

(2) インターネットによる議決権行使の場合

次ページに記載されております「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認いただき、議決権行使ウェブサイトへアクセスのうえ、2022年4月26日（火曜日）午後7時までに賛否をご入力ください。

- ※ 書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取扱いいたします。
- ※ インターネットによって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://howtelevision.co.jp/>）に掲載させていただきます。

## インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますようお願い申し上げます。

### 1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス <https://www.web54.net/>

### 2. 議決権行使の方法について

#### (1) パソコンをご利用の方

上記アドレスにアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

#### (2) スマートフォンをご利用の方

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。

なお、一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」を入力いただく必要があります。

### 3. 議決権行使のお取扱いについて

(1) 議決権の行使期限は、2022年4月26日（火曜日）午後7時までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。

(2) 書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによつて複数回数、又はパソコン・スマートフォンで重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

(3) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

(4) パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

#### 4. パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2) パスワードは、一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

#### 5. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。  
三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
[電話]0120 (652) 031 (受付時間 9:00~21:00)

以 上

## ライブ配信及び事前ご質問受付に関するご案内

第12回定時株主総会（以下「本総会」といいます。）の様子は、2022年4月27日（水曜日）午前10時から「Zoomウェビナー」でライブ配信（以下「本ライブ配信」といいます。）いたします。

また、本総会に関する報告事項及び決議事項につきまして、株主様から事前にご質問をお受けいたします。

### 1. 本ライブ配信のご視聴及び事前質問の方法について

本ライブ配信のご視聴をご希望の株主様は、以下に記載のお申込み期限までに、お申込みフォームからお申込みください。また、当該お申込みフォームにご質問のご記入欄がございますので、ご質問についてはそちらにご記入ください。

お申込みフォーム：

<https://forms.gle/b99L8bmlFzszX6kTA>

本ライブ配信のご視聴お申込み及びご質問受付の期限：

2022年4月22日（金曜日）午後7時まで

なお、理由の如何を問わず、期限を過ぎた後のお申込み及びご質問はお受けいたしかねますので、必ず期限までのお申込みをお願いいたします。

当社にて、株主様確認ができたお申込者に対し、お申込みフォームにご入力いただいたメールアドレス宛に本ライブ配信のご視聴用のURLをご案内いたします。当該URLよりアクセスしてご視聴ください。

### 2. ご注意事項

- (1) 本ライブ配信はあくまでご視聴のみであり、議決権の行使、ご質問、動議等を承ることはできません。議決権の行使につきましてはあらかじめインターネット又は郵送（書面）にてお手続きくださいますようお願い申し上げます。
- (2) 株主様のプライバシーに配慮し、議長席の周辺のみでの撮影といたします。
- (3) 当社は、株主様による本ライブ配信のご視聴を保証するものではありません。株主様のご使用のパソコン、スマートフォン等の機器の環境、インターネットの接続環境等の影響により、ご視聴ができない場合や映像や音声に不具合が生じる場合がございます。なお、ご視聴のために必要な環境につきましては、Zoomのヘルプセンター（<https://support.zoom.us/hc/ja/articles/201362023>）にてご確認ください。
- (4) 本ライブ配信をご視聴いただく際の通信料金等は、株主様のご負担となります。
- (5) 株主様からいただきました事前ご質問のうち、多くの株主様のご関心が高いものについて、株主総会当日にご回答させていただく予定です。なお、いただいたご質問すべてについてご回答することをお約束するものではありませんので、あらかじめご了承ください。

以上

(提供書面)

## 事業報告

(2021年2月1日から  
2022年1月31日まで)

### 1. 会社の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当社の事業領域である人材・就職支援業界においては、2021年12月の有効求人倍率が1.16倍（前年同月は1.05倍。厚生労働省調査）、完全失業率が2.7%（前年同月は2.9%。総務省統計局調査）を記録しており、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が依然として残りつつも雇用環境は緩やかな改善傾向にあります。また、株式会社リクルートキャリアが発表している「就職プロセス調査（2022年卒）」においては、2022年3月大学等卒業予定者の就職内定状況は、当該大学等卒業予定者の就職内定率が95.2%（2021年12月1日現在。前年同月は93.4%）と、前年を上回っておりコロナ以前の水準まで回復しております。オミクロン株の流行は依然として継続しているものの、社会全体が徐々に経済活動を後押しする体制に戻りつつあること、また、事業のDX化推進に伴うIT人材に対する企業需要の高まりなどにより、市場全体の雇用環境や企業の採用戦略も総じてポジティブなものに変わりつつあり、特に優秀な人材に対する企業の需要は引き続き堅調に推移しております。

当社は、このような事業環境の中で、2020年3月11日に公表した3カ年の中期経営計画の2年目を終えました。当事業年度は、前事業年度に実施した戦略的な投資を踏まえ、既存の事業であるキャリアプラットフォーム事業では、新卒学生をターゲットとしたキャリアプラットフォーム「外資就活ドットコム」、第2新卒市場を中心に若手ハイクラス層をターゲットとしたリクルーティング・プラットフォーム「Liiga」の安定的な高成長を継続していくことで当社全体の成長性を促進いたしました。

「外資就活ドットコム」に関しては、従来注力してきたビジネス職に加え、先端IT職へと事業ドメインを拡大し、また、高まるジョブ型（専門職）採用需要を見据えた取り組みを実施してまいりました。さらに、新規CtoCサービスとして、個人と個人の知見の取引の場としての「知見共有プラットフォーム事業」を立ち上げ、新収益モデルの創出に取り組んでまいりました。

当事業年度における「外資就活ドットコム」の複数卒年会員数は累計92,852人（前期比5,080人減）、累計送客<sup>注1</sup>数は812,408人（前期比47,943人減）、MAU<sup>注2</sup>数は27,778人（前期比5,691人減）となりました。また、「Liiga」当事業年度末における登録会員数は65,823人（前期末比10,195人増）、第4四半期会計期間におけるMAU数は7,381人（前年同期比769人減）、マッチング数は4,575人（前年同期比1,002人増）となりました。

以上の結果、当事業年度の売上高は1,144,334千円（前期比31.8%増）、営業利益は46,700千円（前期は営業損失215,005千円）、経常利益は44,633千円（前期は経常損失218,345千円）、当期純利益は79,388千円（前期は当期純損失235,828千円）となっております。

注1 送客：当社のサイトから、クライアントの採用ページ又は募集の応募フォームに送客した数を示しております。

注2 MAU：Monthly Active Userの略称であり、1カ月の間に一度でも当社サービスを利用したユーザーの数を示しております。

## ② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は3,730千円で、その主なものは内装設備工事及び器具備品の購入によるものであります。

## ③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分                                  | 第9期<br>(2019年1月期) | 第10期<br>(2020年1月期) | 第11期<br>(2021年1月期) | 第12期<br>(当事業年度)<br>(2022年1月期) |
|--------------------------------------|-------------------|--------------------|--------------------|-------------------------------|
| 売 上 高(千円)                            | 658,529           | 834,502            | 868,432            | 1,144,334                     |
| 経常利益又は<br>経常損失(△)(千円)                | 69,463            | 81,398             | △218,345           | 44,633                        |
| 当期純利益又は<br>当期純損失(△)(千円)              | 52,131            | 46,235             | △235,828           | 79,388                        |
| 1株当たり当期純利益<br>又は1株当たり当期純<br>損失(△)(円) | 56.95             | 38.38              | △183.88            | 61.37                         |
| 総 資 産(千円)                            | 307,325           | 637,926            | 728,047            | 786,734                       |
| 純 資 産(千円)                            | 145,923           | 490,329            | 298,063            | 386,830                       |
| 1株当たり純資産(円)                          | 145.92            | 386.73             | 228.93             | 296.12                        |

(注) 売上高には、消費税は含まれておりません。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況  
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況  
該当事項はありません。

## (4) 対処すべき課題

当社は、「全人類の能力を全面開花させ、世界を変える」ことをミッションステートメントとしてキャリアプラットフォーム事業を展開しております。また、以下の5つの項目を当社が大切にしている価値観（バリュー）として"Challenge Tour"と定義し、これを当社役職員全員が共有し日常の業務に臨んでおります。

- ・ Challenge
- ・ Transparency
- ・ Ownership
- ・ Userfirst
- ・ Respect

当社は、人材ビジネス市場を事業領域としており、新卒学生向けキャリアプラットフォーム「外資就活ドットコム」及び若手社会人向けリクルーティング・プラットフォーム「Liiga」の管理運営を通じたキャリアプラットフォーム事業を展開しております。

人材ビジネス市場、とりわけ新卒学生のリクルート市場においては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、大規模イベントから個人面談やWEBセミナーなど企業の採用手法がオンライン上にシフトしてきております。また、2022年卒の新卒学生の採用に関しては、採用予定人数については前年並みと回答（株式会社マイナビ調べ「2022年卒マイナビ企業新卒採用予定調査」）した企業が多かった一方で、量（採用人数）よりも質（カルチャーフィットや対人スキル）を優先する傾向が強まってきていることが窺えます。

当社は、このような経営環境下においては、優秀な新卒学生の採用を企業間で競争する状況が促進され企業側が採用予算を多く確保する必要性が生じ、当社のサービスを展開していくにあたってポジティブな材料になるものと考えております。

以上を踏まえまして、当社が対処すべき主な課題は以下の項目と認識しております。

① 当社が提供するサービスの拡張及びコンテンツの充実

当社は、キャリアプラットフォーム事業の領域において「外資就活ドットコム」及び「Liiga」を展開しております。これらのプラットフォームは、学生や若手社会人の就職活動・転職活動支援やキャリアアップ支援を目的としている一方、募集企業等においては、学生や若手社会人にアプローチするための場としての機能も備えております。会員である学生・若手社会人に対しより一層のバリューを提供していくため、また、募集企業等に対し一人でも多くの優秀な人材と出会うことができる場であるため、当社は、「外資就活ドットコム」及び「Liiga」の継続的な拡張及びコンテンツの一層の充実が重要な経営課題であると認識しております。

当事業年度は、当社の事業ドメインを拡張した“理系スカウト by 外資就活ドットコム”のリリースや、新たなCtoCサービス「知見共有プラットフォーム」立ち上げによる新収益モデルの創出を行ってまいりました。当社は、今後も引き続きこのような経営課題に対応するため、システム開発やマーケティング等に必要経費を確保し、今後も様々な新しいサービスやコンテンツをこれらのプラットフォーム内で展開してまいります。

② 「外資就活ドットコム」及び「Liiga」の認知度の向上

当社は、当社の事業規模拡大のためには、当社が管理運営する「外資就活ドットコム」及び「Liiga」のさらなる認知度の向上が必要不可欠であると考えておりますが、「外資就活ドットコム」及び「Liiga」の会員数は、大手の同業他社のサービスと比較しても、まだまだ拡大の余地があるものと認識しております。当社では今後インターネット広告を中心としたPR活動を効果的に実施するとともに、より多くのユーザーが当社の運営サイトに集まる体制の整備を進め、「外資就活ドットコム」及び「Liiga」の認知度の向上に積極的に取り組んでまいります。

③ 優秀な人材の確保及び人材育成

当社は、今後のさらなる事業拡大を目指すうえで、システムの開発部門及び営業部門等における優秀な人材の確保及びその人材の育成が重要な課題であると認識しております。

人材の確保については、引き続き中途採用活動を実施し、当社のミッションステートメントに共感を持つ人材の採用を行ってまいります。人材の育成については、採用した人材のモチベーションを向上させる人事諸制度の構築を行うことで、最大限の実力を発揮できる組織体制の強化及び最適な人員配置を実施してまいります。

④ 社内管理体制の強化

当社は、今後のさらなる事業拡大のため、積極的な採用等により役職員を増加させていく方針ですが、組織規模が拡大に応じたさらなる社内管理体制の強化・充実が必要不可欠であります。そのため、管理部門の補強やシステムの強化を引き続き実施してまいります。

⑤ 技術革新への対応

当社が展開する事業の属する人材ビジネス市場は、近年の急速な技術革新の恩恵を受け、多角的なサービスが生まれ続けております。当社は、技術革新は今後も不可逆的に進行すると考えており、会員ファーストを念頭に置いた新サービスの展開を常に検討しております。今後の事業展開においても、こうした技術革新への積極的な対応は当社事業の成長に不可欠であり、最新の技術動向のフォロー、役職員への教育等を通じて、会員のニーズにマッチしたサービスの開発を継続してまいります。

(5) 主要な事業内容 (2022年1月31日現在)

| 事業区分           | 事業内容                       |
|----------------|----------------------------|
| キャリアプラットフォーム事業 | 「外資就活ドットコム」 「Liiga」 の管理運営等 |

(6) 主要な営業所 (2022年1月31日現在)

|    |       |
|----|-------|
| 本社 | 東京都港区 |
|----|-------|

(7) 使用人の状況 (2022年1月31日現在)

| 事業区分           | 使用人数     | 前事業年度末比増減 |
|----------------|----------|-----------|
| キャリアプラットフォーム事業 | 59 (3) 名 | 3名増 (3名減) |
| 合計             | 59 (3)   | 3名増 (3名減) |

(注) 使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者（派遣社員等）は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年1月31日現在)

| 借入先       | 借入金残高    |
|-----------|----------|
| 株式会社みずほ銀行 | 62,210千円 |
| 株式会社武蔵野銀行 | 18,053千円 |

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 株式の状況 (2022年1月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 4,000,000株  
(2) 発行済株式の総数 1,299,800株 (うち自己株式3,839株)  
(注) 新株予約権の行使により、発行済株式の総数は8,000株増加しております。  
(3) 株主数 807名  
(4) 大株主

| 株主名          | 持株数   | 持株比率  |
|--------------|-------|-------|
| 音成洋介         | 670千株 | 51.7% |
| 音成恵里         | 134   | 10.3  |
| エン・ジャパン株式会社  | 100   | 7.7   |
| 楽天証券株式会社     | 62    | 4.8   |
| 株式会社SBI証券    | 28    | 2.2   |
| auカブコム証券株式会社 | 20    | 1.6   |
| 今村馨剛         | 13    | 1.0   |
| 中村得郎         | 12    | 1.0   |
| 数谷直樹         | 12    | 0.9   |
| 松尾亮          | 8     | 0.7   |

(注) 持株比率は自己株式 (3,839株) を控除して計算しております。

### 3. 新株予約権等の状況

#### (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

| 名 称                    |                            | 第 2 回 新 株 予 約 権                           | 第 3 回 新 株 予 約 権                           |
|------------------------|----------------------------|-------------------------------------------|-------------------------------------------|
| 発 行 決 議 日              |                            | 2018年4月27日                                | 2018年7月31日                                |
| 新 株 予 約 権 の 数          |                            | 42個                                       | 50個                                       |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     |                            | 普通株式 4,200株<br>(新株予約権1個につき 100株)          | 普通株式 5,000株<br>(新株予約権1個につき 100株)          |
| 新株予約権の払込金額             |                            | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                       | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                       |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |                            | 新株予約権1個当たり 110,000円<br>(1株当たり 1,100円)     | 新株予約権1個当たり 110,000円<br>(1株当たり 1,100円)     |
| 権 利 行 使 期 間            |                            | 2020年4月28日から<br>2028年4月27日まで              | 2020年8月1日から<br>2028年7月16日まで               |
| 行 使 の 条 件              |                            | (注) 1、2、3                                 | (注) 1、2、4                                 |
| 役 員 の<br>保 有 状 況       | 取 締 役<br>(社外取締役<br>を 除 く ) | 新株予約権の数 30個<br>目的となる株式数 3,000株<br>保有者数 1名 | 新株予約権の数 50個<br>目的となる株式数 5,000株<br>保有者数 1名 |
|                        | 社外取締役                      | 新株予約権の数 10個<br>目的となる株式数 1,000株<br>保有者数 1名 | —                                         |
|                        | 監 査 役                      | 新株予約権の数 2個<br>目的となる株式数 200株<br>保有者数 1名    | —                                         |

| 名 称                    |                            | 第 4 回 新 株 予 約 権                           | 第 5 回 新 株 予 約 権                           |
|------------------------|----------------------------|-------------------------------------------|-------------------------------------------|
| 発 行 決 議 日              |                            | 2020年3月11日                                | 2020年6月30日                                |
| 新 株 予 約 権 の 数          |                            | 30個                                       | 50個                                       |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     |                            | 普通株式 3,000株<br>(新株予約権1個につき 100株)          | 普通株式 5,000株<br>(新株予約権1個につき 100株)          |
| 新株予約権の払込金額             |                            | 新株予約権1個当たり1,200円                          | 新株予約権1個当たり1,900円                          |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |                            | 新株予約権1個当たり 200,000円<br>(1株当たり 2,000円)     | 新株予約権1個当たり 255,000円<br>(1株当たり 2,550円)     |
| 権 利 行 使 期 間            |                            | 2021年5月1日から<br>2030年3月30日まで               | 2021年5月1日から<br>2030年6月29日まで               |
| 行 使 の 条 件              |                            | (注) 1、2、5、6、7                             | (注) 1、2、5、6、7                             |
| 役 員 の<br>保 有 状 況       | 取 締 役<br>(社外取締役<br>を 除 く ) | 新株予約権の数 30個<br>目的となる株式数 3,000株<br>保有者数 1名 | 新株予約権の数 50個<br>目的となる株式数 5,000株<br>保有者数 1名 |
|                        | 社外取締役                      | —                                         | —                                         |
|                        | 監 査 役                      | —                                         | —                                         |

- (注) 1. 新株予約権者は権利行使時において、当社又は当社子会社（関係会社）の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要する。
2. 新株予約権の相続はこれを認めない。
3. その他権利行使の条件は、別途当社と新株予約権者との間で締結する「株式会社ハウテレビジョン第2回新株予約権割当契約書」に従う。
4. その他権利行使の条件は、別途当社と新株予約権者との間で締結する「株式会社ハウテレビジョン第3回新株予約権割当契約書」に従う。
5. 新株予約権者は、2021年1月期から2023年1月期までのいずれかの期における、当社の損益計算書（連結損益計算書を作成した場合には、連結損益計算書）に記載された売上高が、下記(a)乃至(c)に掲げる水準を満たしている場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、当該各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を限度として、本新株予約権を行使することができる。

- (a) 売上高が1,350百万円を超過した場合：行使可能割合10%
- (b) 売上高が1,600百万円を超過した場合：行使可能割合60%
- (c) 売上高が2,200百万円を超過した場合：行使可能割合100%

なお、当該売上高の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し、実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。また、国際財務報告基準の適用、決算期の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。

- 6. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- 7. 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- 8. 上記の第2回、第3回、第4回及び第5回新株予約権のうち、取締役1名が保有している新株予約権は、それぞれ取締役就任前に付与されたものであります。

**(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況**  
該当事項はありません。

## 4. 会社役員 の 状況

### (1) 取締役及び監査役の状況 (2022年1月31日現在)

| 会社における地位      | 氏 名     | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                                                                                               |
|---------------|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代 表 取 締 役 社 長 | 音 成 洋 介 |                                                                                                                                                                       |
| 取 締 役         | 佐々木 康太郎 |                                                                                                                                                                       |
| 取 締 役         | 清 水 伸太郎 |                                                                                                                                                                       |
| 取 締 役         | 赤 池 敦 史 | シーヴィーシー・アジア・パシフィック・ジャパン株式会社 代表取締役 日本共同代表 パートナー<br>株式会社りらく 社外取締役<br>株式会社ココナラ 社外取締役<br>株式会社ファイントゥデイ資生堂 社外取締役<br>株式会社トライグループ 社外取締役<br>ELEPHANT DESIGN HOLDINGS株式会社 社外取締役 |
| 常 勤 監 査 役     | 澁 谷 年 史 |                                                                                                                                                                       |
| 監 査 役         | 森 下 俊 光 | 株式会社ZAIZEN 取締役<br>株式会社アンバランス 取締役CFO                                                                                                                                   |
| 監 査 役         | 小 栗 久 典 | 弁護士法人内田・鮫島法律事務所 パートナー<br>Kudan株式会社 社外取締役 (監査等委員)                                                                                                                      |

- (注) 1. 取締役赤池敦史氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役澁谷年史氏、監査役森下俊光氏及び監査役小栗久典氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役澁谷年史氏は、事業会社での経営職経験のほか、米国での弁護士資格を有するなど高度な人格と専門的な法律知識を有しております。
4. 監査役森下俊光氏は、公認会計士として培われた高度な人格と財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役小栗久典氏は、弁護士として培われた高度な人格と専門的な法律知識を有しております。
6. 2021年4月28日開催の第11回定時株主総会終結の時をもって、大橋克己氏は監査役を辞任いたしました。
7. 当社は、社外取締役赤池敦史氏並びに社外監査役澁谷年史氏、森下俊光氏及び小栗久典氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と、社外取締役及び各社外監査役は、職務の執行にあたり期待される役割を十分に発揮することを目的として、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額としております。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役又は社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役及び監査役が過大な損害賠償責任を負うことで経営判断に際して萎縮することのないよう、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

当該契約は、当社の取締役及び監査役を被保険者としており、その実質的な保険料については、当社が全額負担をしております。

## (4) 取締役及び監査役の報酬等

### ① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社の報酬は、固定報酬とインセンティブとしての譲渡制限付株式報酬で構成されており、次のとおりであります。なお、業績連動報酬は設けておりません。

#### a. 固定報酬について

取締役の固定報酬額は、株主総会にて決定する報酬総額の限度内でこれを決定しております。個別の報酬額の決定方針としては、当社の業績、事業環境、当該取締役の役割や職責、業界水準等を総合的に勘案して、事前に取締役会にて各取締役に対する評価、報酬決定の背景等を説明した上で、取締役会から委任を受けた代表取締役音成洋介が決定する手続きとなっております。代表取締役に委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当職務について評価を行うには代表取締役が最も適していると判断したためであります。

なお、取締役の報酬限度額は、2019年1月15日開催の臨時株主総会にて年額200,000千円以内（うち社外取締役分年額50,000千円以内。また、使用人兼務取締役の使用人分給与を含む。）と決議されております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、5名（うち、社外取締役は2名）であります。

監査役の固定報酬額は、株主総会にて決定する報酬総額の限度内で、各監査役の業務分担等を勘案し、監査役の協議により決定しております。経営に対する独立性の強化を目的としているため固定報酬以外の報酬はありません。なお、監査役の報酬限度額は、2019年1月15日開催の臨時株主総会にて年額50,000千円以内（うち社外監査役分年額50,000千円以内。）と決議されております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名であります。

なお、当社は、役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定に関する委員会は存在しません。

b. 譲渡制限付株式報酬について

当社は、取締役が当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、2020年4月28日開催の第10回定時株主総会において、従来の取締役の報酬等とは別枠として、当社の取締役（社外取締役を除く）に対し、譲渡制限付株式報酬の導入を決議しております。また、譲渡制限付株式の割当のための金銭報酬債権の総額は年額50,000千円以内として決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、4名（うち、社外取締役は1名）であります。

② 当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分              | 報酬等の総額              | 報酬等の種類別の総額          |                | 対象となる<br>役員の員数 |
|------------------|---------------------|---------------------|----------------|----------------|
|                  |                     | 基本報酬                | 非金銭報酬等         |                |
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 59,892千円<br>(1,200) | 57,450千円<br>(1,200) | 2,442千円<br>(-) | 5名<br>(1)      |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 10,350<br>(10,350)  | 10,350<br>(10,350)  | -<br>(-)       | 4<br>(4)       |
| 合 計<br>(うち社外役員)  | 70,242<br>(11,550)  | 67,800<br>(11,550)  | 2,442<br>(-)   | 9<br>(5)       |

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
 2. 取締役の報酬等の額には、2021年4月28日開催の第11回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名の在任中の報酬等の額が含まれております。  
 3. 監査役の報酬等の額には、2021年4月28日開催の第11回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名(うち社外監査役1名)の在任中の報酬等の額が含まれております。  
 4. 上記の報酬等の総額には、取締役(社外取締役を除く)2名に対する譲渡制限付株式報酬に係る当事業年度の費用計上額2,442千円が含まれております。

③ 当事業年度に支払った役員退職慰労金  
 該当事項はありません。

④ 社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等から受けた役員報酬等の総額  
 該当事項はありません。

(5) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・ 取締役赤池敦史氏は、シーヴィーシー・アジア・パシフィック・ジャパン株式会社代表取締役日本共同代表パートナー、株式会社りらく社外取締役、株式会社ココナラ社外取締役、株式会社ファイントゥディ資生堂社外取締役、株式会社トライグループ社外取締役及びELEPHANT DESIGN HOLDINGS株式会社社外取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
  - ・ 監査役森下俊光氏は、株式会社ZAIZEN取締役及び株式会社アンバランス取締役CFOであります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
  - ・ 監査役小栗久典氏は、弁護士法人内田・鮫島法律事務所パートナー及びKudan株式会社社外取締役(監査等委員)であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

| 区 分       | 出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                               |
|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 赤池 敦史 | 当事業年度に開催された取締役会17回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会において、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から、監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。    |
| 監査役 大橋 克己 | 2021年4月28日の辞任までに当事業年度に開催された取締役会4回、監査役会3回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、常勤監査役としての立場から、経営全般に関する事項や監査役監査について適宜発言を行ってまいりました。         |
| 監査役 澁谷 年史 | 2021年4月28日の就任以降、当事業年度に開催された取締役会13回、監査役会10回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、常勤監査役としての立場から、経営全般に関する事項や監査役監査、また企業法務の観点から適宜発言を行っております。 |
| 監査役 森下 俊光 | 当事業年度に開催された取締役会17回、監査役会13回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に財務・会計等に関し、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。                               |
| 監査役 小栗 久典 | 当事業年度に開催された取締役会17回、監査役会13回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に法務面等に関し、弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。                                   |

- (注) 1. 監査役大橋克己氏は、2021年4月28日の辞任による退任までの状況を記載しております。
2. 監査役澁谷年史氏は、2021年4月28日開催の第11回定時株主総会において新たに選任されたため、取締役会及び監査役会の開催回数が他の社外監査役と異なります。
- なお、同氏の就任後の取締役会の開催回数は13回、監査役会の開催回数は10回であります。

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

### (2) 報酬等の額

| 区 分                            | 報 酬 等 の 額 |
|--------------------------------|-----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額            | 19,500千円  |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 19,500千円  |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、会計監査人を解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - a 経営理念及び行動指針の主旨徹底を図ることにより、役職員のコンプライアンス意識の醸成及び向上に努めるものとする。
  - b 役職員は、法令、定款、株主総会決議、取締役会決議及び社内規程等の定めに従い、職務を執行するものとする。
  - c 社外取締役及び社外監査役を設置して、取締役の職務執行に対する牽制並びに監督機能の向上を図り、コーポレート・ガバナンスの充実に努めるものとする。
  - d 内部監査を徹底して、使用人の法令、定款及び社内規程等の遵守状況を確認し、必要に応じて是正を講ずるものとする。
  - e 内部通報制度を設けるほか、コンプライアンスに関する教育研修を実施して、コンプライアンス体制の充実に努めるものとする。
  
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
議事録、稟議書及び職務執行に係る重要な情報が記載されたその他の文書等は、法令及び文書管理規程等に基づき、電磁的記録又は文書により、秘密保持に万全を期して保存するとともに、適時に閲覧できるよう検索性の高い状態での管理に努めるものとする。
  
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - a 経営や業績に大きな影響を及ぼす恐れのあるリスクについて、その発生を未然防止するために取締役会及び経営会議に報告のうえ対応を協議するものとする。
  - b リスク管理規程を整備して、不測の事態に迅速に対応できる体制を整備するものとする。
  
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - a 取締役会を毎月1回定期に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、取締役の職務執行を監督するものとする。
  - b 取締役は、取締役会で決定した経営の基本方針等の下に職務執行するとともに、その執行状況を取締役に報告するものとする。

- c 業務分掌規程、職務権限規程及び稟議規程等を定め、業務執行の責任体制と業務プロセスを明確にすることにより、取締役会の決定に基づく職務執行について、迅速かつ効率的な処理が行える体制を構築するものとする。
  - d 経営会議により予実管理を徹底するほか、役職員が経営情報を可能な限り共有することで、取締役の職務執行の効率性及び実効性の向上を図るものとする。
- ⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、その職務を補助すべき使用人を置くものとする。
- ⑥ 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- a 監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役より監査業務に必要な指示を受けた場合にその指示に関して、取締役の指揮命令を受けないものとする。
  - b 監査役の職務を補助すべき使用人の任命、異動等の決定については、監査役の事前の同意を得るものとし、人事考課については、監査役の意見を考慮して行うものとする。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制及び当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- a 監査役は、取締役会へ出席するほか、必要に応じて経営会議及びその他の重要な会議に出席して、又はその議事録等を閲覧するものとする。
  - b 取締役及び使用人は、監査役から報告を求められた場合は、必要な報告及び情報提供を適切に行うものとする。
  - c 取締役及び使用人は、経営や業績に大きな影響を及ぼす恐れのある事項や重大な法令又は定款違反並びにその他不正行為に関する事項を予見し、又は発見した場合は、直ちに監査役に報告するものとする。
  - d 取締役及び使用人が、監査役へ報告したことを理由とする不利な取扱い及び報復行為等を禁止するものとする。

- ⑧ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払等を当社に対して請求した場合は、当該請求に係る費用等が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかにこれを処理するものとする。
- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- a 監査役は、監査役監査の実効性を確保するために、代表取締役社長、取締役、内部監査責任者及びその他重要な使用人等と必要に応じて意見交換するほか、代表取締役社長に対して監査役監査の体制整備等を要請することができるものとする。
  - b 経営会議及びその他の重要な会議の開催にあたり、監査役が出席する機会を設けるものとする。
  - c 監査役、内部監査責任者及び監査法人との連携体制の整備に協力するものとする。
- ⑩ 反社会的勢力排除に向けた体制
- a 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で対応し、一切の関係を持たないことを基本方針とする。
  - b 取引開始に際して、取引先の反社会性を検証するものとする。
  - c 取引先に反社会性が確認された場合は、速やかに取引を解消するものとする。
  - d 平素から、法律顧問及び警察等の外部専門機関と連携して情報収集に努めるとともに、有事における対応体制を整備するものとする。
- ⑪ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- a 経理業務に係る規程等を整備するとともに、金融商品取引法及びその他の関係法令等を遵守して、財務報告の信頼性を確保するための体制の充実を図るものとする。
  - b 内部監査による継続的なモニタリングにより、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を把握並びに評価して、必要に応じて是正するものとする。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

### ① 取締役の職務執行

当社は、「取締役会規程」に基づき、原則として月1回の取締役会を開催し、法令又は定款に定められた事項及び経営上の重要な事項の決議を行うとともに、取締役の職務執行の監督を行っております。また、1名の社外取締役を選任し、取締役会における当社取締役の職務執行の監督機能を強化しております。

なお、当事業年度においては、取締役会を17回開催しております。

### ② 監査役会の監査

監査役会を構成する監査役3名は、株主総会、取締役会に出席するほか、監査計画に基づく重要書類の閲覧、役職員への質問等の監査手続を通じて、経営に対する適正な監視を行っております。また、内部監査担当者及び会計監査人と緊密な連携を取り、監査の実効性と効率性の向上に努めております。

なお、当事業年度においては、監査役会を13回開催しております。

### ③ コンプライアンス体制の強化・推進

当社は、当社が社会的信頼を確保しさらなる発展を遂げるためには、全社的なコンプライアンス体制の強化・推進が必要不可欠であると認識しております。そこで、「コンプライアンス規程」を制定し、その周知徹底と遵守を全役職員に図っております。また、法令違反その他のコンプライアンスに関する社内相談・報告体制として、内部通報制度の整備を引き続き行っております。

## 7. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

# 貸借対照表

(2022年1月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額            | 科 目               | 金 額            |
|-----------------|----------------|-------------------|----------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                | <b>(負債の部)</b>     |                |
| <b>流動資産</b>     | <b>453,423</b> | <b>流動負債</b>       | <b>380,996</b> |
| 現金及び預金          | 309,471        | 短期借入金             | 120,000        |
| 売掛金             | 113,365        | 1年内返済予定<br>の長期借入金 | 70,008         |
| 貯蔵品             | 6,660          | 未払金               | 33,825         |
| 前払費用            | 21,371         | 未払費用              | 19,580         |
| その他             | 4,706          | 未払法人税等            | 20,415         |
| 貸倒引当金           | △2,150         | 未払消費税等            | 58,298         |
| <b>固定資産</b>     | <b>333,310</b> | 前受金               | 54,228         |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>110,183</b> | 預り金               | 4,405          |
| 建物              | 81,081         | その他               | 234            |
| 工具、器具及び備品       | 29,102         | <b>固定負債</b>       | <b>18,908</b>  |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>90,434</b>  | 長期借入金             | 10,255         |
| ソフトウェア          | 86,678         | 資産除去債務            | 8,653          |
| その他             | 3,755          | <b>負債合計</b>       | <b>399,904</b> |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>132,692</b> | <b>(純資産の部)</b>    |                |
| 敷金              | 78,970         | <b>株主資本</b>       | <b>383,758</b> |
| 繰延税金資産          | 51,412         | 資本金               | 230,602        |
| その他             | 2,310          | 資本剰余金             | 226,602        |
| <b>資産合計</b>     | <b>786,734</b> | 資本準備金             | 226,602        |
|                 |                | 利益剰余金             | △73,280        |
|                 |                | その他利益剰余金          | △73,280        |
|                 |                | 繰越利益剰余金           | △73,280        |
|                 |                | 自己株式              | △166           |
|                 |                | 新株予約権             | 3,071          |
|                 |                | <b>純資産合計</b>      | <b>386,830</b> |
|                 |                | <b>負債純資産合計</b>    | <b>786,734</b> |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書

(2021年2月1日から  
2022年1月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目          | 金 額       |
|--------------|-----------|
| 売上高          | 1,144,334 |
| 売上原価         | 391,852   |
| 売上総利益        | 752,481   |
| 販売費及び一般管理費   | 705,781   |
| 営業利益         | 46,700    |
| 営業外収益        |           |
| 受取利息         | 3         |
| 還付加算金        | 353       |
| 受取手数料        | 11        |
| 営業外費用        |           |
| 支払利息         | 2,275     |
| その他          | 160       |
| 経常利益         | 44,633    |
| 税引前当期純利益     | 44,633    |
| 法人税、住民税及び事業税 | 10,818    |
| 法人税等調整額      | △45,574   |
| 当期純利益        | 79,388    |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(2021年2月1日から  
2022年1月31日まで)

(単位：千円)

|                         | 株 主 資 本 |         |             |                             |             |      |            |
|-------------------------|---------|---------|-------------|-----------------------------|-------------|------|------------|
|                         | 資 本 金   | 資本剰余金   |             | 利益剰余金                       |             | 自己株式 | 株主資本<br>合計 |
|                         |         | 資本準備金   | 資本剰余金<br>合計 | その他利益<br>剰余金<br>繰越利益<br>剰余金 | 利益剰余金<br>合計 |      |            |
| 当 期 首 残 高               | 226,232 | 222,232 | 222,232     | △152,668                    | △152,668    | △166 | 295,630    |
| 当 期 変 動 額               |         |         |             |                             |             |      |            |
| 新 株 の 発 行               | 4,370   | 4,370   | 4,370       |                             |             |      | 8,740      |
| 当 期 純 利 益               |         |         |             | 79,388                      | 79,388      |      | 79,388     |
| 株主資本以外の項目の当期変動額<br>(純額) |         |         |             |                             |             |      |            |
| 当 期 変 動 額 合 計           | 4,370   | 4,370   | 4,370       | 79,388                      | 79,388      | －    | 88,128     |
| 当 期 末 残 高               | 230,602 | 226,602 | 226,602     | △73,280                     | △73,280     | △166 | 383,758    |

|                         | 新株予約権 | 純資産<br>合計 |
|-------------------------|-------|-----------|
| 当 期 首 残 高               | 2,433 | 298,063   |
| 当 期 変 動 額               |       |           |
| 新 株 の 発 行               |       | 8,740     |
| 当 期 純 利 益               |       | 79,388    |
| 株主資本以外の項目の当期変動額<br>(純額) | 637   | 637       |
| 当 期 変 動 額 合 計           | 637   | 88,766    |
| 当 期 末 残 高               | 3,071 | 386,830   |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① たな卸資産

・貯蔵品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

定率法によっております。ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8年～18年

工具、器具及び備品 3年～8年

##### ② 無形固定資産

・自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（2年～5年）に基づく定額法によっております。

#### (3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### (4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

### 2. 表示方法の変更に関する注記

（「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度末に係る計算書類から適用し、計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

### 3. 重要な会計上の見積りに関する注記

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積りについて)

当社事業はオンラインでのサービス提供を前提としており、業務の多くについてもリモートワークによる対応が可能のため、新型コロナウイルス感染症の拡大による業務遂行への影響は軽微であります。

翌事業年度以降も新型コロナウイルス感染症による不透明感は続くものの、事業への影響は限定的であると想定し、固定資産の減損損失及び繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。

今後、新型コロナウイルス感染症の影響が想定よりも大きくなった場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (1) 固定資産の減損損失の認識の要否

##### ① 計算書類に計上した金額

|        | 貸借対照表計上額 (千円) |
|--------|---------------|
| 有形固定資産 | 110,183       |
| 無形固定資産 | 90,434        |
| 合計     | 200,618       |

##### ② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社は、原則として、事業用資産については各事業拠点を基準としてグルーピングを行っており、共用資産についてはより大きな単位により減損の判定を行っております。

減損の兆候があると認められる場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定します。判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回り減損損失の認識が必要とされた場合、帳簿価額を回収可能価額（正味売却価額又は使用価値のいずれかの高い価額）まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として認識されます。

また、資産グループにおける将来キャッシュ・フローの見積りは、過去における資産グループごとの営業損益実績や翌期の利益計画等を基礎としています。翌期の利益計画については、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積りについて」に記載した影響のほか、採用市場において高い需要が継続し、当社サービスの需要が拡大していくとの仮定を含んでおります。なお、これらの仮定は主要顧客が属する業界の経済状況や社会環境の変動等によって影響を受けることから高い不確実性を伴い、将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。

利益計画による将来キャッシュ・フローの見積りに使用した条件及び仮定に変更が生じ、業績に影響がある場合には、固定資産の減損損失が計上される可能性があります。

## (2) 繰延税金資産の回収可能性

## ① 計算書類に計上した金額

繰延税金資産 51,412千円

## ② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社は将来減算一時差異に対して、翌期の利益計画に基づく課税所得の見積りに基づいて、回収可能と判断した金額について繰延税金資産を計上しております。

翌期の利益計画については、「(1) 固定資産の減損損失の認識の要否」の記載と同様の仮定を前提としております。

課税所得が生じる時期及び金額は、経済状況や社会環境の変動等によって影響を受ける可能性があり、市場環境の悪化等により当初の見積りの見直しが必要となった場合、繰延税金資産を取り崩す可能性があります。

## 4. 貸借対照表に関する注記

|                |          |
|----------------|----------|
| 有形固定資産の減価償却累計額 | 32,262千円 |
|----------------|----------|

## 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

## (1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

|      |            |
|------|------------|
| 普通株式 | 1,299,800株 |
|------|------------|

## (2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び総数

|      |        |
|------|--------|
| 普通株式 | 3,839株 |
|------|--------|

## (3) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

## (4) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

|      |         |
|------|---------|
| 普通株式 | 46,100株 |
|------|---------|

## 6. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金計画に基づき必要な資金は自己資金の充当又は銀行借入により調達しております。一時的な余資は短期的な預金等に限定し、デリバティブ取引は行わない方針であります。

#### ② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、社内の与信管理等の規定に従い、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

敷金は、オフィスの賃貸借契約に基づき預託したものであり、預託先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、必要に応じて担当部署がモニタリングを行い、財政状況等の悪化による回収懸念の早期把握によりリスク低減を図っております。

営業債務である未払金、未払費用及び未払消費税等は、流動性のリスクに晒されております。そのほとんどが1年以内の支払期日であります。当該リスクに関しては、担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

借入金のうち、短期借入金は主に運転資金に係る資金調達であり、長期借入金は主に事業投資に係る資金調達であります。また、借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社では、月次に資金繰計画を作成する等の方法により管理しています。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年1月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

|                      | 貸借対照表計上額          | 時 価       | 差 額  |
|----------------------|-------------------|-----------|------|
| (1) 現金及び預金           | 309,471千円         | 309,471千円 | －千円  |
| (2) 売掛金<br>貸倒引当金 ※ 2 | 113,365<br>△2,150 |           |      |
|                      | 111,214           | 111,214   | －    |
| (3) 敷金               | 78,970            | 78,856    | △114 |
| (4) 短期借入金            | (120,000)         | (120,000) | (－)  |
| (5) 長期借入金 ※ 3        | (80,263)          | (80,260)  | (△2) |
| (6) 未払消費税等           | (58,298)          | (58,298)  | (－)  |

- ※ 1. 負債に計上されているものについては、( ) で示しております。  
 2. 売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。  
 3. 1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めて表示しております。

(注) 金融商品の時価の算定方法

(1) 現金及び預金並びに(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 敷金

償還予定時期を合理的に見積り、将来キャッシュ・フローをリスクフリーレートで割り引いて算定しております。また、国債の利率がマイナスの場合は、割引率をゼロとして時価を算定しております。

(4) 短期借入金及び(6) 未払消費税等

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金

元金利率の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

## 7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳

|                 |           |
|-----------------|-----------|
| 繰延税金資産          |           |
| 減価償却費           | 13,583千円  |
| 未払事業税           | 3,349千円   |
| 株式報酬費用          | 9,101千円   |
| 繰越欠損金           | 58,221千円  |
| その他             | 767千円     |
| 繰延税金資産小計        | 85,023千円  |
| 評価性引当額          | △31,386千円 |
| 繰延税金資産合計        | 53,636千円  |
| 繰延税金負債          |           |
| 資産除去債務に対応する除去費用 | △2,224千円  |
| 繰延税金負債合計        | △2,224千円  |
| 繰延税金資産の純額       | 51,412千円  |

## 8. リースにより使用する固定資産に関する注記

重要性が乏しいため記載を省略しております。

## 9. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

## 10. 1株当たり情報に関する注記

|                 |         |
|-----------------|---------|
| (1) 1株当たりの純資産額  | 296円12銭 |
| (2) 1株当たりの当期純利益 | 61円37銭  |

## 11. 重要な後発事象に関する注記

(譲渡制限付株式としての新株式の発行)

当社は、2022年2月14日開催の取締役会において、譲渡制限付株式としての新株式の発行を行うことを決議し、2022年3月1日に払込手続が完了いたしました。

### (1) 発行の目的及び理由

当社は、2020年3月11日開催の取締役会において、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下同じ。）を対象とする報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度を導入することを決議しております。

本譲渡制限付株式としての新株式の発行は、当社の取締役、執行役員及び従業員（以下「割当対象者」）に対して当社の中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、割当対象者が株主の皆さまと一層の価値共有を進めることを目的としております。

### (2) 発行の概要

|                           |                                                                             |
|---------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| ① 発行期日                    | 2022年3月1日                                                                   |
| ② 発行する株式の種類及び数            | 当社普通株式 16,000株                                                              |
| ③ 発行価額                    | 1株につき金1,795円                                                                |
| ④ 発行価額の総額                 | 28,720,000円                                                                 |
| ⑤ 資本組入額                   | 1株につき金897.5円                                                                |
| ⑥ 資本組入額の総額                | 14,360,000円                                                                 |
| ⑦ 募集又は割当方法                | 特定譲渡制限付株式を割当てる方法                                                            |
| ⑧ 出資の履行方法                 | 金銭報酬債権の現物出資による                                                              |
| ⑨ 割当対象者及びその人数<br>並びに割当株式数 | 当社の取締役（※） 2名 7,000株<br>当社の執行役員 1名 6,000株<br>当社の従業員 3名 3,000株<br>※ 社外取締役を除く。 |
| ⑩ 譲渡制限期間                  | 2022年3月1日～2025年1月期に係る<br>定時株主総会の終結の時                                        |

### (資本金の額の減少)

当社は2022年3月14日開催の取締役会において、2022年4月27日開催の第12期定時株主総会に資本金の額の減少について付議することを決議いたしました。

#### (1) 減資の目的

今後の資本政策の柔軟性及び機動性の確保を目的として、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額の減少を行うものであります。

#### (2) 減資の内容

##### ① 減少する資本金の額

2022年3月14日現在の資本金の額249,137,840円のうち199,137,840円を減少して、50,000,000円といたします。

なお、当社が発行している新株予約権が、減資の効力発生日までに行使された場合、資本金の額及び減少後の資本金の額が変動いたします。

##### ② 資本金の額の減少の方法

払戻を行わない無償減資とし、発行済株式総数の変更は行わず、資本金の額のみを減少し、減少する資本金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えることといたします。

#### (3) 減資の日程

|             |                 |
|-------------|-----------------|
| 取締役会決議      | 2022年3月14日      |
| 債権者異議申述最終期日 | 2022年4月23日 (予定) |
| 株主総会決議日     | 2022年4月27日 (予定) |
| 減資の効力発生日    | 2022年4月27日 (予定) |

## 独立監査人の監査報告書

2022年3月14日

株式会社ハウテレビジョン  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 香川 順 ㊞  
指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 杉原 伸太郎 ㊞

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ハウテレビジョンの2021年2月1日から2022年1月31日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年2月1日から2022年1月31日までの第12期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当者その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の執行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年3月14日

株式会社ハウテレビジョン 監査役会

常勤社外監査役 澁谷年史 ㊟

社外監査役 森下俊光 ㊟

社外監査役 小栗久典 ㊟

以上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 定款一部変更の件

##### 1. 提案の理由

- (1) 遠隔地の株主様など多くの株主様が出席しやすくなることで、株主総会の活性化、効率化、円滑化につながり、また、新型コロナウイルス感染症等の感染症への対策にも資することから、場所の定めのない株主総会（いわゆるバーチャルオンリー株主総会）を開催することができるよう、定款変更を行うものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、定款変更を行うものであります。  
具体的には、a. 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるもの、b. 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるもの、c. 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するもの、d. 前a.からc.までの新設及び削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

##### 2. 変更の内容

定款変更の内容は、以下のとおりであります。

なお、本議案における第12条第2項の追加の効力発生は、産業競争力強化法及び経済産業省令・法務省令で定めるところにより、当社が実施する場所の定めのない株主総会が、株主の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることを条件といたします。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

| 現 行 定 款                                                               | 変 更 案                                                                                                     |
|-----------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第3章 株主総会                                                              | 第3章 株主総会                                                                                                  |
| (招集)<br>第12条 当社の定時株主総会は、毎年4月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。<br>(新設) | (招集)<br>第12条 当社の定時株主総会は、毎年4月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。<br><u>2 当社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。</u> |
| 第13条~第14条 (条文省略)                                                      | 第13条~第14条 (現行どおり)                                                                                         |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                       | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                         |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p> | <p>(削除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>                             |
| <p>第16条～第44条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>                                                                                                                                                           | <p>第16条～第44条 (現行どおり)</p> <p><u>(第15条の変更に係る効力発生日等)</u></p> <p>第45条 変更前定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更後定款第15条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案                                                                                                                                                         |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|         | <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3. 本条文は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p> |

## 第2号議案 取締役4名選任の件

取締役4名（うち社外取締役1名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、新たに取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | 氏名<br>(生年月日)                               | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 所有する<br>当社の株式数 |
|-----------|--------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1         | おと なり よう すけ<br>音 成 洋 介<br>(1980年8月27日)     | 2006年4月 バークレイズ・キャピタル証券東京支店<br>(現 バークレイズ証券株式会社) 入社<br>2007年5月 アドバンテッジパートナーズ有限責任事<br>業組合(現 株式会社アドバンテッジパ<br>ートナーズ) 入社<br>2010年2月 当社設立 代表取締役社長(現任)                                                                                                                                                                | 670,000株       |
| 2         | し みず しん たろう<br>清 水 伸 太郎<br>(1983年1月1日)     | 2005年4月 ゴールドマン・サックス・ジャパン・ホ<br>ールディングス有限会社入社(ゴールド<br>マン・サックス・アセット・マネジメン<br>ト株式会社出向)<br>2011年2月 UBS証券会社東京支店(現 UBS証券株<br>式会社) 入社<br>2013年4月 ピムコジャパンリミテッド入社<br>2018年6月 アーディアン・ジャパン株式会社入社<br>2020年4月 セキュリア株式会社設立 代表取締役社<br>長(現任)<br>2020年5月 当社入社 執行役員社長室室長<br>2021年2月 当社執行役員コーポレート本部長(現<br>任)<br>2021年4月 当社取締役(現任) | 3,000株         |
| 3         | ※<br>いけ うち あつ し<br>池 内 淳 志<br>(1984年1月26日) | 2006年4月 レイス株式会社入社<br>2013年8月 株式会社Speee入社<br>2017年8月 Pomalo株式会社入社<br>2019年2月 当社入社<br>2021年3月 当社執行役員事業開発部長<br>2021年10月 当社執行役員事業本部長(現任)                                                                                                                                                                          | 800株           |

| 候補者<br>番号 | 氏名<br>(生年月日)                          | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 所有する<br>当社の株式数 |
|-----------|---------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 4         | あか いけ あつ し<br>赤 池 敦 史<br>(1972年3月30日) | 1999年7月 プライスウォーターハウスクーパース<br>(米国ニュージャージー州) 入社<br>2000年4月 マッキンゼー・アンド・カンパニー・イ<br>ンク・ジャパン入社<br>2002年4月 アドバンテッジパートナーズ有限責任事<br>業組合(現 株式会社アドバンテッジパ<br>ートナーズ) 入社<br>2015年4月 シーヴィーシー・アジア・パシフィッ<br>ク・ジャパン株式会社 代表取締役社長<br>パートナー(現 代表取締役日本共同代<br>表パートナー)(現任)<br>2017年5月 当社社外取締役(現任)<br>2017年12月 株式会社りらく 社外取締役(現任)<br>2018年8月 株式会社ココナラ 社外取締役(現任)<br>2021年7月 株式会社ファイントゥディ資生堂株式会<br>社 社外取締役(現任)<br>2021年11月 株式会社トライグループ 社外取締役<br>(現任)<br>2021年11月 ELEPHANT DESIGN HOLDINGS株式<br>会社 社外取締役(現任) | 一株             |

- (注) 1 ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 取締役候補者音成洋介氏は、当社の大株主であり親会社等に該当します。
4. 赤池敦史氏は、社外取締役候補者であります。
5. 赤池敦史氏は、現在シーヴィーシー・アジア・パシフィック・ジャパン株式会社の代表取締役社長パートナーを務めており、豊富な経営経験及び長年にわたるファンドマネージャーとしての実績を有しております。これまで社外取締役として当社の経営全般に関する有益な助言及び提言を行ってきた実績も踏まえ、当社は同氏が社外取締役として適任であると判断し、引き続き社外取締役候補者とするものです。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年11ヶ月となります。
6. 当社は、赤池敦史氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、同氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。
7. 当社は、赤池敦史氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
8. 当社は、音成洋介氏、清水伸太郎氏及び赤池敦史氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する

補償契約を締結しております。当該補償契約では、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。当社は、本議案が原案通り承認され、現任の取締役である各候補者が就任した場合には、各候補者との間の上記補償契約を継続する予定であります。また、池内淳志氏の選任が承認された場合は、同氏との間で同様の補償契約を締結する予定であります。

9. 当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。本議案が原案通り承認され、各候補者が就任した場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、株主や第三者等から損害賠償請求がなされた場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等について填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の保険料負担はありません。なお、当社は、次回更新時に当該保険契約を同様の内容で更新する予定であります。

### 第3号議案 監査役3名選任の件

監査役3名（うち社外監査役3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、新たに監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | 氏名<br>(生年月日)                     | 略歴及び当社における地位<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                       | 所有する<br>当社の株式数 |
|-----------|----------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1         | しげやとし<br>澁谷年史<br>(1955年3月18日)    | 1979年4月 住友商事株式会社入社<br>2011年4月 同社執行役員<br>2015年4月 株式会社ティーガイア入社<br>2015年6月 同社代表取締役社長執行役員<br>2017年4月 同社代表取締役会長<br>2019年6月 同社会長<br>2020年11月 株式会社アークホールディングス社外取締役<br>2021年4月 当社社外監査役（現任）                                                                               | 一株             |
| 2         | もりしたとしみつ<br>森下俊光<br>(1973年10月9日) | 1998年10月 朝日監査法人（現 有限責任あずさ監査法人）入所<br>2002年3月 優成監査法人（現 太陽有限責任監査法人）入所<br>2002年4月 公認会計士登録<br>2003年11月 新日本監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）入所<br>2016年7月 株式会社ZAIZEN入社<br>2016年7月 株式会社スタジオアタオ社外取締役<br>2016年9月 株式会社ZAIZEN取締役<br>2017年9月 当社社外監査役（現任）<br>2019年5月 株式会社アンバランス取締役CFO（現任） | 100株           |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)          | 略歴及び当社における地位<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                 | 所有する<br>当社の株式数 |
|-----------|------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 3         | 小 栗 久 典<br>(1969年9月8日) | 1992年4月 株式会社東芝入社<br>2001年10月 竹田稔法律事務所入所<br>2010年1月 外国法共同事業ジョーンズ・デイ法律事務所入所<br>2012年4月 内田・鮫島法律事務所(現 弁護士法人内田・鮫島法律事務所)入所<br>2014年1月 弁護士法人内田・鮫島法律事務所パートナー(現任)<br>2017年4月 Kudan株式会社監査役<br>2018年4月 当社社外監査役(現任)<br>2019年6月 Kudan株式会社取締役(監査等委員)(現任) | 一株             |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 澁谷年史氏、森下俊光氏及び小栗久典氏は、社外監査役候補者であります。
3. 澁谷年史氏は、住友商事株式会社にて長らく国際法務やメディア事業の経営職、管理職等として従事した後、株式会社ティーガイアの代表取締役として同社の経営を担ってまいりました。また、国際法務に関する多数の著書や研究成果があり、米国の2つの州では弁護士資格を保有するなど、幅広く法務面にも精通しております。以上の観点から、当社は同氏が社外監査役として適任であると判断し、引き続き社外監査役候補者とするものです。
- なお、同氏の社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
4. 森下俊光氏は、公認会計士としての財務・会計に関する豊富な知識や経験に加え、複数の会社の取締役の経験があります。公認会計士や他社での社外役員としての経験や見識を活かし、当社の社外監査役として必要な役割を果たしております。以上の観点から、当社は同氏が社外監査役として適任であると判断し、引き続き社外監査役候補者とするものです。
- なお、同氏の社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年7ヶ月となります。
5. 小栗久典氏は、弁護士及び弁理士としての専門的な知識と幅広い経験を有しております。同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、専門的な知識や経験を活かし、中立的な立場から客観的な意見を述べ、当社の社外監査役として必要な役割を果たしております。以上の観点から、当社は同氏が社外監査役として適任であると判断し、引き続き社外監査役候補者とするものです。
- なお、同氏の社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
6. 当社は、各候補者との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、各候補者の社外監査役への就任が承認された場合は、各候補者との当該契約を継続する予定であります。
7. 当社は、各候補者を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、各氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

8. 当社は、各候補者との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しております。当該補償契約では、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。当社は、本議案が原案通り承認され、各候補者が就任した場合には、各候補者との間の上記補償契約を継続する予定であります。
9. 当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。本議案が原案通り承認され、各候補者が就任した場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、株主や第三者等から損害賠償請求がなされた場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等について填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の保険料負担はありません。なお、当社は、次回更新時に当該保険契約を同様の内容で更新する予定であります。

#### 第4号議案 資本金の額の減少の件

##### 1. 資本金の額の減少の理由

今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保することを目的として、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額を減少し、その他資本剰余金へ振り替えたく存じます。なお、本件は純資産の部における科目間の振替処理であり当社の純資産額の変動はございません。

資本金の額の減少の内容は以下のとおりです。

##### 2. 資本金の額の減少の内容

###### (1) 減少する資本金の額

2022年3月14日現在の資本金の額249,137,840円のうち199,137,840円を減少して50,000,000円といたします。

なお、当社が発行している新株予約権が、減資の効力発生日までに行使された場合、資本金の額及び減少後の資本金の額が変動いたします。

###### (2) 資本金の額の減少の方法

払戻を行わない無償減資とし、発行済株式総数の変更は行わず、資本金の額のみを減少し、減少する資本金の額199,137,840円の全額をその他資本剰余金に振り替えます。

###### (3) 資本金の額の減少が効力を生ずる日

2022年4月27日（予定）

以 上



## 株主総会会場ご案内図

会場：東京都港区赤坂一丁目12番32号  
アーク森ビル 32階 本社会議室  
電話：03-6427-2862



- 交通
- ・東京メトロ南北線「六本木一丁目」駅 3番出口より徒歩約3分
  - ・東京メトロ銀座線「溜池山王」駅 13番出口より徒歩約5分
  - ・東京メトロ千代田線「赤坂」東京メトロ日比谷線「神谷町」東京メトロ丸ノ内線、千代田線「国会議事堂前」 各駅より徒歩約10分

※駐車場・駐輪場はご用意しておりませんので、お車等でのご来場はご遠慮  
くださいますようお願い申し上げます。